（申請書への記名押印等）
第二十四条　申請人又はその代表者若しくは代理人は、委任による代理人が申請書に署名した場合を除き、申請書に記名押印しなければならない。
2　前項の場合において、申請書には、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。次条第一項において同じ。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。
3　前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。
4　官庁又は公署が登録の嘱託をする場合における嘱託書については、第二項の規定は、適用しない。
（代表者の資格を証する書面の期間制限等）
第二十五条　第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。
2　前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。
（代理人の権限を証する書面への記名押印等）
第二十六条　委任による代理人によって登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。
2　前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する書面には、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。
3　前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。
4　第二項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。
（承諾を証する書面への記名押印等）
第二十七条　第十九条第一項第六号又は第七号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。
2　前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。
（申請書等の送付方法）
第二十八条　登録の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。
2　前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に公共施設等運営権登録申請書が在中する旨を明記するものとする。
（受領証の交付の請求）
第二十九条　書面申請をした申請人は、申請に係る登録が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができる。
2　前項の規定により受領証の交付を請求する申請人は、申請書の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならない。ただし、当該書面の申請人の記載については、申請人が二人以上あるときは、申請書の筆頭に記載した者の氏名又は名称及びその他の申請人の人数を記載すれば足りる。

第二款　受付等

（申請の受付）
第三十条　内閣総理大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。
2　内閣総理大臣は、前項の規定により受付をする際、申請書（申請書記載事項の全部を記録した磁気ディスクにあっては、適宜の用紙）に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。
3　第一項及び第二項の規定は、令第三十三条の規定により登録の抹消をしようとする場合について準用する。
（調査）
第三十一条　内閣総理大臣は、申請書が提出されたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。
（登録の順序）
第三十二条　内閣総理大臣は、令第十五条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序に従って登録するものとする。
（内閣総理大臣による本人確認）
第三十三条　内閣総理大臣は、令第十九条の規定により申請人の申請の権限の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。
（補正）
第三十四条　内閣総理大臣は、申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。
2　申請の補正は、内閣総理大臣に提出した書面を補正し、又は補正に係る書面を内閣総理大臣に提出する方法によってしなければならない。

第三款　登録済証

（登録済証の様式）
第三十五条　令第十六条の登録済証の交付は、別記第一号様式により行うものとする。

第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録等

（登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録等）
第三十六条　令第十七条に規定する内閣府令で定める登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。
一　共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登録
二　抵当権の順位の変更の登録
三　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録
四　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登録
五　仮登録の登録名義人が単独で申請する仮登録の抹消

第五款　登録済証の提出がない場合の手続

（事前通知）
第三十七条　令第十八条第一項の通知は、書面を送付してするものとする。
2　令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、第一項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を用いて当該書面に押印した上、内閣総理大臣に提出する方法によりしなければならない。
3　令第十八条第一項の内閣府令で定める期間は、通知を発送した日から二週間とする。ただし、令第十七条の登録義務者が外国に住所を有する場合には、四週間とする。
（前の住所地への通知）
第三十八条　令第十八条第二項の通知は、転送を要しない郵便物として書面を送付する方法又はこれに準ずる方法により送付するものとする。
2　令第十八条第二項の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　令第十八条第二項の登録義務者の住所についての変更の登録を含む。以下この項において同じ。）の登録原因が、行政区画若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遺漏である場合
二　令第十八条第二項の登録の申請の日が、同項の登録義務者の住所についてされた最後の変更の登録の申請に係る受付の日から三月を経過している場合
三　令第十八条第二項の登録義務者が法人である場合

第六款　公共施設等立地図

（公共施設等立地図の内容）
第三十九条　公共施設等立地図は、公共施設等運営権に係る公共施設等の所在する場所を明確にするものでなければならない。